

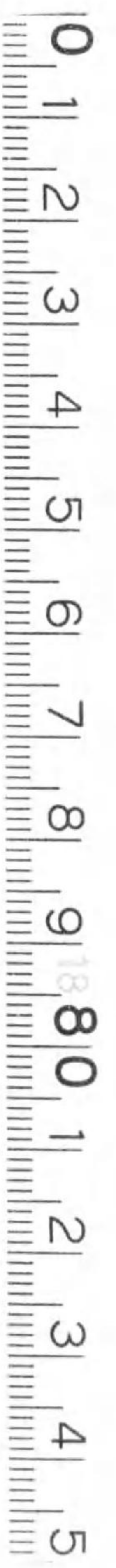
133

滿洲國語研究會編纂

公文書類 口語文例集

贈呈

滿洲圖書株式會社發行



始



特212
25



滿洲國語研究會編纂

口語文例集

滿洲圖書株式會社發行



同

人

寄贈本

序 文

法令文や公文書の類は、政府または官公署が國民に知らせる目的で書かれるものである。國民は、それによつて政府または官公署の意志を知り、それを守りまたはそれを行はねばならぬものである。従つて、法令文や公文書の類は、つとめて平易に分りやすく親切に書くことが最も必要である。然るに、従來は、やゝもするとその用語・用字・文體に難解の嫌があつた。これは、法令文や公文書の本來の目的に反するものといはねばならぬ。ことに我が滿洲國の如く、言語を異にする多くの民族の住居する場合にあつては、特に用語・用字・文體の平易を切望せざるを得ない。

政府に於ては、目下「諸法令調整委員會」を設け、法令文の用語についても着々研究中である。

然るに、今回、滿洲國語研究會で公文書類の口語文例集を編纂し、之を公にするに當つて、序文を求められた。もとより政府當局も、その趣旨に雙手を擧げて賛成するものである。惟ふに、法令文の如きは、その平易化・口語化に當つて、多少困難の點もあらうが、公文書類の平易化・口語化の如きは、直ちに之を實行に移すのに何等の困難も不都合もないことである。願くは、本書を参考として、公文書類の平易化・口語化を圖らきたい。一言以て序文とする。

康德八年五月十三日

總務廳法制處長

青木佐治彦

凡例

一、この書で公文書類と稱するのは、官公署・特殊會社・銀行・郵政局・停車場・病院・醫院その他が、官吏・社員・一般民衆等に對する公用の文章又は官吏・社員・一般民衆等が官公署・特殊會社・銀行・郵政局その他に差出す公用の文章を指す。但し、参考の意味を以て、右に類する他の文章をも若干擧げてある。例へば、ホテル業者が客に對して告げる文章、隣組の廻覽板の文章、商店の廣告の文章などがそれである。

二、法律の文章や訓令・部令の類、又は法院に於ける論告文・判決文の如きは、目下滿洲國に「諸法令調整委員會」が設けられ、その中に「諸法規用語例委員會日文分科會」が設置されてゐるから、當然それらの

ものは調査研究されることと信じ、この書には挙げないこととした。

三、この書に挙げてある文例は、大體の標準を示したもので、例へば缺勤届にしても、

本日病氣ノタメ缺勤シマスカラ、オ届申シマス。

本日病氣ノタメ缺勤シマスカラ、オ届致シマス。

本日病氣デ缺勤シマスカラ、オ届シマス。

本日病氣ノタメ缺勤致シマス。

本日病氣ノタメ缺勤シマス。

といふやうな、いろいろの形式があり得るわけであるが、この書にはその中の唯一例を挙げただけである。従つて、挙げた文例にだけこだはる必要はなく、要は口語で簡潔明瞭に書くことを心掛ければ

よいのである。

四、この書に挙げてある文例は、所謂公文書類の全般を網羅してゐるのではなく、唯僅にその一例を示したのに過ぎないから、他は類例によつてその要領を會得されたい。

五、これまでの公文書類は、大體に於て漢字と片假名を使用してゐるから、この書の文例もその習慣に従つておいた。但し、特殊のものに限り、漢字と平假名を用ひたものをも掲げておいた。

六、句讀點・濁點は「緒論」に述べてゐる理由により、文例には必ず施してある。これは、實際に於ても是非實行したいものである。

七、假名遣は、當分の間、歴史的假名遣によるより仕方がないと信じ、文例も歴史的假名遣によることとした。送假名は、誤解を生じない程度

に於て、出来るだけ省く方針をとつた。

八、この書は、日本國文部省發行の「口語文用例集」その他を参考としたことを附記しておく。

九、卷末に口語の書簡文を添へた。これは公用文とはいはれないが、口語獎勵のための参考である。

目次

緒論	一
文例	一四

一、届書の類

缺勤届	一四
缺席届	一四
缺席届	一五
婚姻届	一六
出生届	一六
死亡届	一六

忌服届……………二七

(廢刊)(休刊)(發行禁止)届……………二七

二、願書の類

轉地療養願……………一八

辭職願……………一九

出張願……………一九

高等文官採用考試應試願書……………二〇

入所(委託生)願書……………二二

會合願……………二三

臨時外出願……………二三

南嶺合同校舎使用申込書……………二四

南嶺合同校舎器具什器借用申込書……………二六

受験願書……………二七

留學補助費支給請求書……………二八

中等教育教師檢定願書……………二八

應試願書……………三〇

身許證明願……………三一

身許證明書……………三三

原動機械體檢査願……………三三

活動寫眞ヒルム檢閲手数料免除請求書……………三四

地上物件補償請求書……………三五

三、證書の類

身元保證書……………三七

在學保證書……………三六

誓約書……………四〇

死亡診斷書……………四一

診斷書……………四三

種痘證明書……………四五

四、通牒の類

トラホーム豫防ニ關スル件……………四六

大臣視察ニ關スル件……………四六

研究院定例集會ニ關スル件……………四七

公文書類調査委員會開催ノ件……………四八

諸法令調整委員會委員任命ニ關スル件……………四九

通知……………五〇

通知……………五一

催促……………五一

催促……………五二

催告……………五四

保證金納付命令書……………五五

五、照會の類

新聞記事調査ニ關スル件……………五六

△△ニ關スル問合セノ件……………五七

社團法人設立ニ關スル件……………五七

六、佈告・揭示の類

臨時種痘施行ノ件	五
必ズ種痘ヲ受ケルコト	六〇
告示	六〇
鐵道警護總隊佈告	六一
在留地徵兵身體検査實施ニ關スル件	六三
防犯週間	六四
延着お知らせ	六五
お忘れ物	六五
オ知ラセ	六五
異級連絡乗車券發賣中止	六六
連絡乗車船券發賣中止	六七
煙草携帯者ニ對スル御注意	六七

支那方面ヘノ御送金ニツイテ	六八
朝鮮宛電報ニ對スル御注意	六九
電報延着ニ關スル御注意	六九
お知らせ	七〇
支那方面ソノ他外國旅行者ヘノ注意	七一
謹告	七三
開店お知らせ	七三
△△銀行新株式募集	七三
お知らせ	七四
タイピスト募集	七五
謹告	七五
注意	七七

七、回覽文の類

通帳不正行爲取締ニ關スル件……………七九
 在郷軍人調査方依頼ノ件……………八〇
 櫻木文庫開設について……………八一

八、金錢請求書受領書の類

請求書……………八四
 儲金拂戻請求書……………八五
 受領書……………八六
 儲金拂戻金受領證……………八七
 電信送金依頼書……………八八

九、公告文の類

當座勘定口付替依頼書……………八九
 電信當座勘定口付替依頼書……………八九

(一) 公告文……………九〇

公 告……………九〇
 解散公告……………九一
 解散公告……………九二
 死亡公告……………九三
 ○○組合設立の公告……………九四
 ○○需要調査に關する公告……………九五
 公 告……………九五

上水道断水のお知らせ……………九五

第四回決算公告……………九六

公示催告……………九七

賣買契約書紛失公告……………九九

登録公告掲載新聞紙指定公告……………九九

(二) 廣告文……………一〇〇

解雇廣告……………一〇〇

御注意……………一〇一

案内係募集……………一〇一

事務員募集……………一〇一

支那語學生募集……………一〇三

謹告……………一〇四

謹告……………一〇四

電話番号變更のお知らせ……………一〇五

謹告……………一〇五

乳製品配給廣告……………一〇六

謹告……………一〇七

献金興行收支報告……………一〇八

〇〇縣人各位に申上げる……………一〇九

一〇、書簡文の類

結婚披露の招待……………一一一

祝賀會の案内……………一一三

送別會の案内……………一一三

謝恩會の案内	114
法會の案内	114
葬祭の通知	115
葬祭の通知	116
辯護士開業の通知	117
會費徴收の通知	118
定期總會の通知	118
暇乞の挨拶	119
入隊の挨拶	120
赴任の挨拶	121
記念品の禮狀	123
見送の禮狀	123

寄附金の禮狀	124
當選の禮狀	124
會葬の禮狀	125
弔問の禮狀	126
贈物の禮狀	127
同郷人の紹介	127
社員の紹介	128
求職者の紹介	129
保證人の依頼	129
就職の依頼	130

公文書類 口語文例集

緒 論

滿洲國語研究會に於ては、滿洲國語に關する各種の調査研究をなし、その中で改良すべきものは直ちに實行に移すことを申し合はせ、同會内に各種の調査委員會を設けてゐる。「公文書類調査委員會」もその一つである。而して、調査委員會の多くは「日語の部」「滿語の部」等に分れてゐるのであるが、「公文書類調査委員會」もやはり「日語の部」と「滿語の部」とに分れてゐる。次の報告は同調査委員會の日語の部から提出されたものである。

今日、日本に於ける殆どすべての文章は口語體で書かれてゐるが、ひとり法令文または公用文だけは依然として文語體で書かれてゐる。これは國

家または官廳の威嚴を保つ必要から來てゐるのかも知れないが、その用字・用語・文體が甚だしく難解であるために、一般の民衆に理解されないものが少くない。また、その文書を草するのに特殊の様式があるため、大學卒業生でもそれに馴れることが容易でなく、それ／＼の官廳には専門の文書係を置かねばならぬやうにさへなつてゐる。

そも／＼法令文や公用文の目的は一般民衆にその内容を知らせるにある。従つて、つとめて平易な文字や言葉を用ふべきは言ふまでもないことである。國家や官廳の威嚴を保つといふことは勿論必要であらうが、文語でなければ威嚴が保たれないなどと考へることは一種の迷信に過ぎない。若し、文語でなければ威嚴が保たれないとするならば、大臣や高官は常に文語で話してゐなければならぬことになる。口語で話してゐて毫も威嚴

を損しないのに、文章の上では文語でなければならぬなどと考へるのは全く舊慣に囚はれた考へ方である。

現在の法令文・公用文の類が難解であるといふことは、殆どすべての人が感じてゐるところであるが、山本有三氏は「戦争と二人の婦人」の「あとかき」に於て次のやうに述べてゐる。

國民が日常知つてゐなくてはならない法律のやうなものが、現在のやうな文章であることは、どういふものでせう。もう少し民衆に親しめる、分りよいものにはならないものでせうか。云々。

これは、殆ど一般民衆の意見なり感想なりを代表したものと云つてよからう。更に、法律學の權威たる穗積重遠博士や末弘嚴太郎博士の如きも、常に法令文・公用文の口語化・平易化を主張してゐられる。末弘博士が「法

窓漫筆」の中で述べてみられる一節を次に引用しよう。

四

新聞雑誌その他出版物の殆ど全體が口語體の文章で書かれてゐる今日、法令その他官公署の文書類が依然として殆どすべて文語體で綴られてゐるのは實に不思議な現象である。云々。

而して、國家としても法令文の難解なことは夙に認めてゐるところで、これを簡易化するやうにと内閣訓令をさへ出してゐるほどである。即ち、大正十五年六月一日若槻總理大臣の名で「法令形式ノ改善ニ關スル件」と題する内閣訓令がそれである。それによれば、

現今ノ諸法令ハ往々ニシテ難解ノ嫌アリ。其ノ原因ガ内容ノ複雑ナルニ存スル場合ナキニアラザレドモ、記述ノ方法ヨリ來レルモノ亦少カラズ。自今法令ノ形式ヲ改善シテ文意ノ理解ヲ容易ナラシムルコトニカムルハ時勢ノ要求ニ應ズル所以ノ道ナリト

信ズ。

といふ書き出して、先づ第一に、

法令ノ用字・用語及ビ文體ハナルベク之ヲ平易ニシ、一讀ノ下容易ニ其ノ内容ヲ了解セシメンコトヲ期スベシ。

と誠め、從來の法文が句讀點も施さず濁點も附けないのは宜しくないといふやうなことから始めて數項に互り具體的な注意を與へた上、

要スルニ法令ハ國民ノ準行又ハ利用スル所ナルニ顧ミ、其ノ理解ヲ容易ナラシメンガ爲ニ平易明瞭、懇切周到ヲ旨トシ、徒ラニ形式體裁ノ美ニ流レザランコトヲ期スベシ。と結んでゐる。人間の習慣といふものは實に恐しい力を有するもので、

右の内閣訓令はその趣旨に於ては用語・文體の平易ならんことを要求してゐるのであるが、その文體自身は依然として文語體のシカツメらしいもの

五

であり、用語には「所以ノ道」とか「國民ノ準行」などといふかなり難解なものゝ混じてゐる。

最近に於ては、第二次近衛内閣の司法大臣風見章氏によつて、法廷の宣誓が口語體に改められた。

良心に従つて、ほんたうのことを申し上げます。知つてゐることをかくしたり、ないことを申し上げたりなど決して致しません。

といふのである。これは前の宣誓たる、

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事モ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ。

などに比して實に數段の進歩であると思ふ。

かやうなわけで、今日では、一般人も法律學者も、國家も、ひとしく法令文・公用文の平易化・口語化を望んでゐるのである。然るに、まだ容易に

その實行を見ないのであるが、それには凡そ次のやうな理由または原因があるからであらう。

- 一、全然無反省にたゞ過去の形式に従つてゐること。
- 二、文語體の方が威嚴を保つに適してゐると考へてゐること。
- 三、従來の形式に馴れてゐるため、急に他の形式に移るのが困難であること。

四、品位のある口語體の形式が確立してゐないこと。

苟も法令文・公用文を草する者が、全然無反省に過去の形式に従ふことの非は敢へて言ふまでもなく、また、文語體の方が威嚴を保つに適してゐるといふ考へ方の非は前述の通りで繰返す必要はない。さうすれば、唯、品位のある口語體の形式を確立しきへすればよいことになる。それが確立

されれば、従來の形式に馴れてゐる人も、それに移るのは比較的容易であらうと思ふ。

本會の公文書類調査委員會では、右の見地に基づいて、次の如き方法で調査研究することとした。

- 一、滿洲に於ける現在の公文書類を廣く蒐集すること。
 - 二、それらを一定の方針の下に口語體の文章に書直すこと。
- 而して、一定の方針は次の如く定められた。
- 一、文に品位を保たしめること。
 - 二、平易な口語を用ひること。
 - 三、文意を明瞭ならしめること。
 - 四、文の冗長を避けること。

五、句讀點・濁點を施すこと。

右の中、第五の「句讀點・濁點を施すこと」について若干の説明を附加しよう。従來の法令文・公用文の類には、多くは句讀點・濁點が施されてゐない。併しながら、法令文・公用文の如きは、最も文意の明確を期すべき性質のものであるが、句讀點・濁點を省くことによつて、文意は著しく曖昧になる虞がある。

今日本人ニ就イテ調査シタトコロニヨルト云々

といふやうな文は句讀點がないために、意味が極めて曖昧である。即ち今、日本人ニ就イテ調査シタトコロニヨルト云々の意味にも取れるし、また

今日、本人ニ就イテ調査シタトコロニヨルト云々。

の意味にも取れる。それ故、句讀點の大切なことは言ふまでもない。また、
 ××ノ件ニ關シテ提出ノ申請書カ貴廳經由漏ニナツテ居マスカ一應御調査ノ上云々
 といふやうな文は濁點がないために、文意が極めて不明瞭である。即ち

貴廳經由漏ニナツテ居マスカ

と問うてゐるのか、または

貴廳經由漏ニナツテ居マスガ

と述べてゐるのか不明である。若し後者なら

××ノ件ニ關シテ提出ノ申請書ガ、貴廳經由漏ニナツテ居マスガ、一應御調査ノ上云
 云。

と濁點や句讀點を施すべきである。最近では畏くも詔書に於てさへ濁點
 が施されてゐるのである。こゝに謹んで「日本國、獨逸國及伊太利國間三

國條約締結ニ關スル詔書」の一部を引用し奉る。

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷
 眷措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラズ人類ノ蒙ルベキ禍
 患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス（以下謹んで省略）

最後に、本會委員が公文書類資料蒐集に際して経験した一例を掲げて參
 考に供しよう。

一委員が公文書類蒐集の途次、會務報告かたゞ某氏を訪れた時のこと
 である。談たまゞ公文書類の平易化・口語化に及ぶや、その某氏が
 いや、實にひどいがあるよ。僕の家近くの警察派出所の掲示の文句だがね。僕は、
 あれを一つ寫真に撮つておかうかと思つてゐる。

といふのである。その委員は、早速その派出所の掲示場へ行つてみた。

揭示の文句は次の如くである。

報 告

近日種痘完了セシ證明書ナキ者ハ劇場映畫館其他多數集合場所又ハバス汽車ニ乗車
スルヲ差止メラレマスカラ證明ナキ者ハ最寄醫師ヨリ即日交附ヲ受ク可シ
但シ種痘料金ハ無料ニテ治療セルニ付承知相成度

××× 派出所

「なるほど、これはー」と、その委員もびつくりした。第一に「報告」が頗る振るつてゐる。「告示」とか「告知」とか書いて然るべきところではなからうか。それに、全文は文語と口語のチャンポンである。また、この文では劇場・映畫館その他多數集合場所にも乗車することになる。更に、最も傑作は、「種痘料金ハ無料ニテ治療セルニ付」である。これを口語に譯すると、

「種痘料金ハ無料デ治療シマシタカラ」となる。何のことか、さつぱり分らない。恐らく「種痘ハ無料デスカラ」とか「種痘料ハタダデスカラ」とかの意味をあらはしたかつたのであらう。それなら、おとなしく、さう書けば何でもないのである。強ひて、むづかしい文句をつかはうとするから、こんな妙なことになつてしまふのである。

次に、本委員會で試みた公文書類の口語文例を掲げて、大方の参考に供することとする。

文 例

一 届書の類

缺勤届

本日病氣ノタメ缺勤シマスカラ、才届致シマス。

年月日

、、、、殿

何 某(印)

缺席届

本日病氣ノタメ缺席致シマスカラ、才届申上ゲマス。

年月日

、、、、殿

何 某(印)

缺席届

初等科第一學年松組

梅野竹次郎

右本日病氣ノタメ缺席致サセマスカラ、才届申上ゲマス。

保護者

梅野鶴平(印)

年月日

何々國民學校長 何某 殿

婚姻届

(形式事項を省略し、文章の部分だけを掲げる。)

右婚姻才届致シマス。

右婚姻ニ同意シマス。

出生届

(形式事項を省略し、文章の部分だけを掲げる。)

右出生才届致シマス。

又は

右庶子出生才届致シマス。

死亡届

(形式事項を省略し、文章の部分だけを掲げる。)

右死亡シマシタカラ、醫師ノ診断書ヲ添ヘテ才届致シマス。

忌服届

×月×日母方ノ伯父ガ死去シマシタノデ、規定ニヨリ×月×日カラ×月×日マデ(×日間)忌服致シマスカラ才届申上ゲマス。

年月日

何 某(印)

、、、、殿

(廢刊)(休刊)(發行禁止)届

一、第三種郵便物認可年月日 ×年×月×日

二、××××第×號

三、(廢刊)(休刊)(發行禁止)年月日 ×年×月×日

右才届致シマス。

年月日

發行人 何 某(印)

××郵政管理局長、殿

二 願書の類

轉地療養願

病氣ノタメ×月×日カラ×月×日マデ(×日間)〇〇地方へ轉地療養シタイ

ト思ヒマスカラ、別紙醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ才願致シマス。

年月日

何 某(印)

、、、、殿

辭職願

今般一身上(家事上)ノ都合ニヨリ辭職シタイト思ヒマスカラ、御許可下サルヤウ才願致シマス。

年月日

何 某(印)

、、、、殿

出張願

左記ノ通り出張致シタイト思ヒマスカラ、オ許シ願ヒマス。

一、目的 オロチヨン人ノ風俗・習慣ノ調査

二、地方 興安北省

三、期間 康德八年五月十八日カラ同年六月十六日マデ(三十日)

四、日程 (省略)

年月日

、、、殿

何 某(印)

高等文官採用考試應試願書

本籍

寫真貼附欄

現住所

受信ノ場所

何 某
年月日生

一、選擇語學

二、選擇科目

三、希望應試地 (一)學術考查

(二)人物考查

四、既往ニ於テ受ケタ採用考查ノ等級、文官考試年度

五、文官令第四十七條ノ規定適用ノ希望ノ有無

私儀高等文官採用考試ニ應試致シタク、書類ヲ添ヘテ出願致シマス。

年月日

右 何 某(印)

高等文官考試委員長 殿

入所(委託生)願書

(形式事項を省略し、文章の部分だけを掲げる。)

私儀今般貴協會養成所ニ入所(委託生)希望デスカラ、御許可下サイマス
ヤウオ願致シマス。

年月日
、、、、殿

何 某(印)

會合願

期日	康徳 年 月 日	時カラ 時マデ
理由		
場所		

右ノ通り會合致シタク御許可願ヒマス。

年月日
、、、、殿

何 某(印)

臨時外出願

日時	康徳 年 月 日	時カラ 時マデ
理由		
外出先	住所	
	氏名	
	電話番号	
	學生トノ續柄	

右ノ通り臨時外出致シタク、才許シ願ヒマス。

年月日

前期第×學年第×班

何 某(印)

建國大學塾務科長 殿

南嶺合同校舍使用申込書

一、目的

二、所屬部署並ビニ名稱

三、期間

康德 年 年

月 月

日 日 (入舍) (退舍)

日 間

四、校長又ハ所長氏名

五、學監又ハ舍監氏名

六、寄宿舍收容人員

七、所要教室數

普通教室 特別教室

八、ソノ他特ニ設備ヲ要スル事項

九、學生又ハ講習所員ノ食費ニ關スル事項

右ノ通り南嶺合同校舍ヲ使用致シタク、管理規程及ビ同細則ニ依リ申込ミマス。

年月日

××部××司長 何 某(印)

大同學院長何某 殿

南嶺合同校舎器具什器借用申込書

一、目的

二、器具什器名稱

三、數量

四、借用期間

年

月

日
カ
マ
デ

日間

五、取扱責任者

右借用致シタク、御許可願ヒマス。

年月日

校長 何 某(印)

大同學院長何某 殿

受験願書

現住所

氏名

年

月

日生

學校ノ種類

學科目

免除學科目

私儀學校卒業程度學力檢定規程ニ依リ檢定ヲ受ケタク、書類ヲ添ヘテ才願致シマス。

年月日

殿

留學補助費支給請求書

私儀×年×月×日△△學校△△科第一學年ニ入學致シマシタカラ校長ノ在學證明書ト寫眞二枚ヲ添ヘテ留學補助費ノ支給ヲ請求致シマス。

年月日

△△學校△△科第一學年

何 某 (印)

民生部大臣 殿

中等教育教師檢定願書

原籍地

現住所

受験資格

印花票

フリガナ
氏名

年 月

日生

(満×歳)

一、檢定ノ種類

二、檢定科目名

三、學力試験省略出願科目名並ニソノ資格

私儀右ニ依リ檢定ヲ受ケタク、書類ヲ添ヘテオ願致シマス。

年 月 日

右

何 某 (印)

民生部大臣 殿

應試願書

收入
印紙

本籍地
現住所

氏名

年 月

日生 女男

一、××考試第

部

二、應試用語

語

私儀右ノ××考試ヲ受ケタク、所定ノ書類ヲ添ヘテオ願致シマス。

年 月 日

右

氏名(印)

××考試委員長××殿

身許證明願

本籍地

現住所

氏名

年 月

日生 女男

私儀××考試令第十條ノ規定ニ該當シナイコトヲ御證明下サレタク、オ願致シマス。

年 月 日

××省××縣長 殿

身許證明書

右ノ者ノ身許ヲ證明スル。

年月日

三

右

氏名(印)

××省××縣長 (印)

原動機械體檢査願

一、原動機ノ種別及ビ名稱

二、制限壓力(或ハ水頭壓)又ハ馬力

三、設置許可指令番號

四、受檢地地名番號

五、受檢希望日

右ノ通り原動機械體檢査ヲ受ケタク願上ゲマス。

年月日

住所

何某(印)

×省長 殿

三

活動寫眞ヒルム檢閲手数料免除請求書

住所

申請者

何 某

- 一、題 名
 - 二、原 名
 - 三、譯 名
 - 四、製 作 名
 - 五、卷 數
 - 六、メートル數
 - 七、劇、實、時ノ種別
- 右ノ活動寫眞ヒルムハ××所有ノモノデ公益ノ爲無料デ映寫シ、營利ノ目

的デ多衆ノ觀覽ニ使フ者ニ讓渡シ又ハ貸與スルヤウナ事ガアリマセンカラ、規則ニ定メテアル手数料ヲ免除シテイタダキタク、請求書ヲ提出致シマス。

年 月 日

代表者 何 某 (印)

××部大臣 殿

地上物件補償請求書

受理番號	× 年 第	號
------	-------	---

一、×圓×角×分整

但シ明細左ノ通り

右ノ金額ヲ商租權整理法第九條第二項ニ依リ請求致シマス。

年月日

住所

請求人 何 某(印)

地籍整理局長 殿

三 證書の類

身元保證書

原籍
現住所
戸主又ハ戸主トノ續柄

何 某

年月日生

右ノ者貴廳××拜命致シマシタ上ハ奉職中御規則ニ從ヒ誠實ニ責任ヲ盡サ
セマスコトハ勿論、同人ニ關スル事件ハ一切私ガオ引受致シ、些モ貴廳ニ
對シ御迷惑ヲ才懸ケシナイコトヲ保證致シマス。

年月日

、、、殿

在學保證書

原籍
現住所
職業
本人トノ續柄

身元保證人 何 某(印)

年月日生

原籍
現住所
戸主デナケレバ
何某男或ハ弟等

何 某
年月日生

右ノ者在學中ノ一切ノ事件ハ私(又ハ私ドモ)ガ才引受致シマス。
今後私(又ハ私ドモ)ガ住所ヲ移轉シ、又ハ印章ヲ改メタ節ハ速ニ才届
致シマス。

原籍
現住所

保證人

何 某(印)
年月日生

年月日

某大學長何某 殿

前記保證人何某ハ成年者デ、何某ノ父(又ハソノ他)ノ續柄デアリマス。

△△市長 何 某(印)

前記保證人何某ハ成年者デ、△△市内ニ土地(又ハ家屋)ヲ所有シテ居リ
マス。

△△市△△區長 何 某(印)

(學長ガ適當ト認メタモノハ奥書ガ入りマセン)

誓約書

私儀今般貴協會養成所々生トシテ入所許可サレマシタニ就テハ御規則ヲ堅ク守リ、修業勉勵致シマスコトハ勿論、修業ノ上ハ御指定ノ業務ニ就職ノ義務ヲ遵守シマスコトヲ固ク誓約致シマス。

本籍
現住所

何 某(印)

年月日生

康德 年 月 日

前記何某貴協會養成所々生トシテ入所許可サレマシタニ就テハ同人ニ係ル一切ノ事件ハ私ガ才引受ケシマスコトヲ固ク誓約致シマス。

本籍
現住所
主人トノ關係

保證人 何 某(印)

年月日生

康德 年 月 日

××協會養成所長 殿

死亡診斷書

氏 名

床		臨		病既 歷往	住 所	氏 名
血	體	身				
壓	重	長				
最小	最大					
耗	耗	疝	癰			
所見	腹部	所見	胸部			
				(男・女)	生 年	
				月 日	年	
				年	月	
				日	日	
				業	職	

診 斷 書

康 德 年 月 日

醫 師 何 某(印)

右證明致シマス。	死亡ノ場所	死亡年月日	發病年月日	病 名	死 因	職 業	生 年 月 日	男 女 ノ 別
		康德 年 月 日 午 時 分	康德 年 月 日					

見 所		尿 蛋 白	其 顯
頭 髮	畸 形 又 ハ 大 キ ナ 癩 痕	無、微量、中等量、大量	ノ 著
	黒、白、半白、禿		ニ 特 他 見 所 ナ
右ノ通り診断シマシタ。			
康 德	年 月 日		
	住 所		
	病 院 名		
	醫 師 何 某(印)		

種痘證書

住所 新京特別市興安大路五〇一號

何 某

二十三歲

右ハ康德八年二月四日臨時種痘ヲ完了シタコトヲ證明シマス。

康德八年二月十日

醫師 何 某(印)

四 通牒の類

四六

トラホーム豫防ニ關スル件

トラホーム豫防ニ就テ此度民生部大臣カラ各省長ニ對シ別紙ノ通り訓令サレマシタカラ、貴校ニ於テモ訓令ノ趣意ニ基ヅキ、適當ニ處置サレルヤウ通牒シマス。

年 月 日

民生部教育司長

各學校長宛

大臣視察ニ關スル件

左記ノ通り興農部大臣ノ視察ガアリマスカラ通知シマス。

記

- 一、何月何日午前(後)何時何驛發
- 二、何月何日午前(後)何時何驛着
- 三、何月何日某所視察
- 四、何々

研究院定例集會ニ關スル件

第×回研究院定例集會ヲ左記ニヨリ開催致シマス。
今回ハ特ニ圖書科ノ新方針ニヨル各班別購入圖書資料ニ關シ協議シタイト
思ヒマスカラ、班長ハ勿論、全班員ノ御出席ヲ願ヒマス。

四七

記

- 一、日時 十月十八日(金)午後一時
 - 二、場所 研究院共同研究室
 - 三、議題 明年度各研究班購入圖書ニ關スル件
- 年月日
- 、、、殿

研究院長

公文書類調査委員會開催ノ件

首題ノ件ニ關シ、左記ノ通り開催致シマスカラ、御出席下サイマスマヤウオ願致シマス。

記

- 一、日時 十一月九日(土)午後一時カラ
 - 二、場所 青葉グリル(大同大街、大興ビル地階)
- 尙、同封ノ「公文書類口語文例」(案)ヲ御覽下サイマシテ、當日御持參ノ上、御意見發表下サイマスマヤウオ願致シマス。

滿洲國語研究會長 榮 厚(印)

年月日 委員、、、殿

諸法令調整委員會委員任命ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ、左記ノ通り任命サレマシタカラ、命ニ依ツテ通牒シマス。

記

××大學教授 何 某

派爲諸法令調整委員會諸法規用語例委員會日文分科會委員

年月日

××大學理事官 何 某(印)

何 某 殿

通 知

石炭組合カラノ申入ニヨリ、本日以後、後拂制度ガ廢止ニナリマシタカラ、通知致シマス。

康德 年 月 日

××部 會計科

、、、殿

通 知

司法部民事司公函第七七號(民三〇號二一八)

康德八年三月十一日

司法部民事司長 万 歲 規矩樓

親屬繼承慣習調査錄受領の通知

昨年十二月十八日附當民事司公函第二四三號で依頼して置きました親屬繼承に關する慣習調査錄、御送付に與り、受領致しました。右御通知まで。

催 促

司法部民事司公函第五一號(民三〇號三一二)

康德八年三月十四日

司法部民事司長 万 歲 規矩樓

(法 院 長) 殿

慣習調査録送付方ノ催促

昨年十二月十八日附當司公函第二四三號デ、貴廳審判官ニ依頼シテ置キマシタ親屬繼承ニ關スル慣習調査ニ付、同月二十六日附公函第二六四號デ本年二月末日迄ニ調査録ニ記載ノ上送付セラレル様更ニ通知シテ置キマシタガ、貴廳ノ分ハマダ到達致シマセヌ。全部揃ツタ上デナケレバ整理ニ着手シ得ナイタメ貴廳ノ分ノ到着ヲ待ツテキル次第デアリマス。至急調査ノ

上送付ヲ願ヒマス。

尙調査録ノ記載ハ、動モスレバ形式的ニ調査項目ノ下ニ「然」「否」トダケ記入シテキル向モアリマスガ、調査擔當者デ當然ト思ハレルコトモ、ソノ地方ノ慣習ヲ知ラナイ他ノ地方ノ人々及ビ日系ニ讀マセル積リデ、ナルベク懇切ニ説明ヲ加ヘラレタク、又コノ調査項目ハ調査ノ單ナル目安ニ過ギマセンカラ、之ニ關聯スル事項ヤ調査項目ニナイ事項モ適當ト認メラレルコトハ記載シ、或ハ俚謠・俚諺又ハ興味アル實例ガアレバ併セテ記載スル等、適當ニ肉附ヲ行ヒ、要ハ滿洲ノ親屬繼承ノ慣習ノ實情及ビソノ因ツテ來ルトコロヲ知ラセルニ意ヲ用ヒ、懇切丁寧ヲ旨トシ、一片ノ形式的報告ニ流レシメヌヤウ特ニ注意ヲ望ミマス。

催 告

××ノ届出(申請)ハ未ダ其ノ手續ガナイカラ來ル×月×日マデニ届出ル
ヤウ催告ニ及ブ。

追テ右期間内ニ手續ノナイ場合ハ過料ニ處セラレルコトガアルカラ注意
スル。

年 月 日

何市街村長 何 某(印)

本 籍(所在)

何 某 殿

保證金納付命令書

住 所
職 業

姓 名

(年齢 性別)

右ノ者××被疑事件ニ付×年×月×日當署ニ於テ(拘留×日)(科料×圓)
ノ即決處分ニシタガ其ノ執行ヲ保全スル必要ガアルカラ保證金×圓ノ納付
ヲ命ズル。

年 月 日

××警察署長

官名

姓

名(印)

五 照會の類

新聞記事調査ニ關スル件

本月十五日發行（朝刊）ノ〇〇新聞第×面第×段ニ「石油鑛脈發見」ト題スル記事が見エテ居リマスガ、右ノ真相ヲ調査ノ上、左記ノ事項ニ就テ詳細ナル報告ヲ願ヒマス。

記（略）

年月日

××部××司長

、、、、殿

△△ニ關スル問合セノ件

×月×日第×號デ御報告ニナリマシタ△△ノ件ハ附箋ノ箇所ガ不明デスカラ、御再調ノ上×月×日マデニ御送附願ヒマス。

年月日

××科長

、、、、殿

社團法人設立ニ關スル件

貴管下××カラ△△社團法人設立ノ件ニ關シテ提出ノ申請書ガ貴廳經由漏ニナツテ居マスカラ送附シマス。一應御調査ノ上、意見ヲ添ヘテ御提出ヲ願ヒマス。

年月日

××部 ××科長

六 佈告・揭示の類

臨時種痘施行ノ件

新京特別市内ニ居住スル者ハ、康德八年一月十三日カラ（旅行者ハ新京特別市内ニ宿泊シテカラ五日以内ニ）當分ノ間、左記ニ依ツテ臨時種痘ヲ受ケルコト。

記

一、施行場所（略）

二、施行時間（略）

三、料金 無料

四、種痘完了者ノ届出

定期種痘ニ當ル者（生後一年、數ヘ年五歳、數ヘ年十二歳）ハ種痘ヲ受ケタ直後ニ、マタ、日本人ノ第一期種痘ニ當ル者ハ檢痘後ニ、ソレトシテ種痘濟證明書ヲ所轄警察署ニ示シテ完了ノ旨ヲ届出ルコト。

五、ソノ他

種痘證明書ハ、將來ノ狀況ニ依ツテハ、次ノヤウナ場合ニ必要トナルカラ、常ニ所持スルコト。

船・飛行機・汽車・バス等ニ依ル旅行・葬祭・興行又ハコレニ類スル多人數

集合ノ場所ヘノ出入。

年月日

首都警察廳總監 何 某

六〇

必ず種痘ヲ受ケルコト

國都ニ於ケル天然痘ハマス、廣ガラウトシテ居マス。マダ種痘ヲ受ケナイ者ハ此ノ際必ず受ケナサイ。尙、種痘ハ各醫院デ無料デ行ヒマス。

年月日

××派出所

告示

種痘完了ノ證明ガナイト、劇場・映畫館ソノ他多人數集合ノ場所ヘノ出入、

又ハ汽車・バス等ニ乗ルコトヲ近日中ニ差止メルカモ知レマセン。コノ際一人モ漏ナク醫師ノ證明書ヲ貫フコトガ必要デス。但シ、種痘ハ各醫院トモ無料デ行ヒマス。

年月日

××派出所

鐵道警護總隊佈告第〇號

痘瘡豫防ノタメ、康徳八年二月二十日午前零時カラ當分ノ間、新京・南新京・孟家屯・東新京各驛ニ於ケル乗車客デ種痘證明書ヲ所持シナイ者ノ乗車並ビニ乗車客ノ取扱ヲ禁止スル。但シ、痘瘡ヲ經過シタ者ハ差支ナイ。

年月日

鐵道警護總隊總監 何 某

六一

首都警察廳大使館省兵事員告示第〇號

在留地徵兵身體檢查實施ニ關スル件

昭和十六年度當廳管下在住者ニ對スル在留地徵兵身體檢查實施ニ關シテハ、本月七日關東軍兵事部長談ヲ以テ該當者・手續等ガ公表サレタガ、本年度受檢該當者ハソノ趣旨ヲ明確ニ把握シ、日本帝國臣民トシテノ光榮アル本義務ヲ完全ニ履行スルヤウ心掛ケ、左記ノ期間内ニ制規ノ手續ヲ履行シ、受檢者トシテ負荷スル重大責務ヲ完遂サレタイ。

左記

- 一、本年度檢查ヲ受クベキ者
- イ 日本戶籍法ノ適用ヲ受ケル内地人デ、大正九年十二月二日カラ同年十二月一日マデノ間ニ生レタ者。

- ロ 徵集延期中ノ者デ、ソノ事故ノ止ンダ者。
- ハ 前年ノ徵兵檢查デ戊種トナツタ者。
- ニ 入營ノ際檢查ニ於テ即日歸郷ヲ命ゼラレタ者。
- ホ 戶籍法ノ適用ヲ受ケル家ニ入ツタ者。
- ヘ 徵兵適齡未滿現役志願者。

二、徵兵身體檢查願書受理期間

昭和十六年二月一日カラ同年三月三十一日マデノ間ニ、當廳管下各警察署、縣ノ兵事係ヲ經由シテ當兵事員宛ニ提出ノコト。

三、願書及ビ諸届書用紙

願・届書用紙ハ當廳各警察署、縣ノ兵事係ニ配布シテアルカラ、ソノ交付ヲ受ケテ所要事項記入捺印ノ上申請スルコト。

四、本願書提出ニ關スル質疑問合セ先

當廳管下各警察署(縣警務科)兵事係ニ問合セ、過誤ナキ手續ヲ履行セラ
レタイ。

年月日

首都警察廳大使館省兵事員 何 某

防犯週間

- 一、大金を一人て運ぶは間違の基。
- 一、戸締は宵のうちから嚴重に。
- 一、夜おそく一人歩きは注意せよ。

年月日

新京 防犯協會

延着お知らせ

北京發當驛十一時五十分着の列車は、只今のところ約二十分おくれて居ります。

△△驛

お忘れ物

左の品物、お心當りの方は當驛△△係にお申出下さい。

記(略)

△△驛

才知ラセ

スキー客ノ便ヲ計リ、左ノ通り、吉林―北山間ニ輕油動車ヲ運轉致シマス。

詳細ハ驛長ニ才問合セ下サイ。

- 一、運轉期間(略)
- 二、運轉時刻(略)

年 月 日

△△ 驛 長

異級連絡乗車券發賣中止

下關・釜山間ノ航路ト鐵道トノ連絡切符ハ、同ジ等級デナイト、次ノ期間ニ限り發賣致シマセン。

昭和十五年十二月五日カラ昭和十六年七月三十一日マデ。

年 月 日

△△ 鐵道局

商船大連航路△△丸復航ノ三等連絡乗車船券發

賣中止

昭和十六年二月十一日以後、大連出帆ノ大阪商船連絡船△△丸復航ノ三等連絡旅客ニ限り、船室ノ都合ニヨリ當分ノ間、連絡乗車船券ノ發賣ヲ停止致シマス。

昭和十六年二月五日

驛 長

煙草携帶者ニ對スル御注意

外國カラ朝鮮ニ煙草ヲ持込マレル方ハ左ノ事項ニツイテ御注意下サイ。

- 一、煙草ハ自分ノ吸フダケヲ、左ノ數量マデ無稅デ輸入ヲ許可サレマスカラ稅關檢査ノ際稅關吏ニ示シテ、許可ノスタンプヲ受ケ下サイ。

(中略)

二、許可ヲ受ケナイデ煙草ヲ輸入シ又ハ輸入シヨウトシタ者、或ハ許可ヲ受ケテ輸入シタ煙草ヲ他人ニ譲リ渡シタ者ハ、專賣法令違反トナリマス。

年 月 日

△△ 驛 長

支那方面ヘノ御送金ニツイテ

一、支那方面(南綏中・山海關城内・南灤平及ビ赤峰口ノ長城線外各局區分宛ヲ含ム)ヘノ御送金ハ經濟部大臣ノ認可ヲ要シマス。

二、右ノ認可ノ手續ハ滿洲中央銀行内爲替管理局デ取扱ヒマスカラ、同局ニツイテオ問合セ下サイ。

年 月 日

△△△ 郵政局

朝鮮宛電報ニ對スル御注意

一、慶弔電報ハ當分ノ間取扱ハナイコトニナリマシタ。

二、朝鮮ノ電報取扱時間ガ左ノ通り改正サレマシタカラ、左ノ時間以外ハ至急電報ニ限り取扱ヒマス。

五月一日	日カラ	午前八時カラ午後五時マデ
九月三十日	マデ	
十月一日	日カラ	午前九時カラ午後六時マデ
四月三十日	マデ	

△△ 郵政局

電報延着ニ關スル御注意

左ノ各地宛電報ハ、故障又ハ混雜ノタメ多少オクレマスカラ、右御承知ノ方ニ限り受付致シマス。

記(略)

年月日

△△△ 郵政局

お知らせ

一月二十一日から、安達街方面の方々の御便利を圖るため、左の場所に當局慈光路分室を設け、電報受付及び配達事務、電話通信事務の取扱を始めます。

せいへく御利用下さい。

場所 慈光路と清和街の交叉點(清和街郵政局前)

年月日

滿洲電信電話株式會社新京中央電信局

支那方面ソノ他外國(日本ヲ除ク)旅行者ヘノ注意

(一) 二月一日以後、左ノ場合ニハ許可ヲ受ケナケレバナラナイ。

一、一般旅行者デ、少シデモ金錢ヲ持ツテ行ク場合。

二、外國勞働者デ、所持金ガ六拾圓ヨリ多イ場合。

(二) 許可ヲ受ケル手續ハ左ノ通り。

一、一般旅行者及ビ外國勞働者ハ、出發前、滿洲中央銀行ノ本行又ハ分支行ニ許可ヲ願ヒ出ルコト。

二、許可書ハ、滿洲中央銀行本行又ハ新京・奉天・哈爾濱・安東・營口・錦州・赤峰・承德・吉林・牡丹江・齊々哈爾ノ各分支行デ渡ス。尙、不明ノ點ガアツタラ、最寄ノ滿洲中央銀行ヘ問合セルコト。

年月日

△△ 部

(參照)

海外及支那方面旅行者へノ注意

(一) 二月一日以降左ノ各項ニ付テハ許可ヲ受クヘシ

一、一般旅行者ニシテ金額ノ如何ニ拘ラス旅費ヲ携帯スル場合

二、外國勞働者ノ持參金ニシテ六拾圓ヲ超過スル場合

(二) 許可取得ノ手續左ノ如シ

一、一般旅行者及外國勞働者ハ出發前滿洲中央銀行ニ許可申請ヲ爲スヘシ

二、許可書ハ滿洲中央銀行(新京、奉天、哈爾濱、安東、營口、錦州、赤峰、承德、吉林、

牡丹江、齊々哈爾)ノ分支行ニ於テ發給ス

(三) 前各項ノ内不明ノ點ニ付テハ最寄滿洲中央銀行へ照會セラレ度

年 月 日

△△部

謹 告

來ル二月六日ハ萬壽節ニツキ謹ンデ休業致シマス。

二月三日

滿洲興業銀行本店

開店お知らせ

一月二十一日から開店致しました。

多少にかゝはらずどうぞ御利用下さいませ。

株式會社興德銀行興安大路支店

△△銀行新株式募集

今般、當行ニ於テ左ノ募集要項ニヨリ、増資新株式ヲ公募致シマスカラ、

ドウゾ御應募下サルヤウ願ヒマス。

年月日

株式會社 △△ 銀行

取締役頭取 何 某

募集要項(略)

お知らせ

今回、左の場所で、春夏物を主とし、取扱商品の見本展示會を開きますから、御來觀賜りたく御案内申上げます。敬具。

一、會場 記念公會堂(第一集會室)

二、日時 二月二十五日 カラ 二月二十七日 マデ

(午前十時カラ午後四時マデ)

滿洲生活必需品株式會社新京支店

タイピスト募集

一、採用人員 邦文タイピスト若干名。

二、待遇 面談の上決定します。

右希望者は、自筆履歷書を持つて、二月二十五日、二十六日の兩日、午前
十時から午後四時までの間に、當科へ出頭されたい。

民生部 人事科

謹告

一、帽子・外套類を御着用のまゝ、食堂・ Grill・酒場・球場又は應接間

等への御出入は御遠慮願ひます。

二、下駄ばき又は丹前・湯上り・寝巻類その他服装の整はない方の館内御出入は固くお断り致します。

三、犬・猫その他動物類の館内お連込みは固くお断り致します。

四、泥酔者その他他人に迷惑を及ぼす恐ある方の館内御出入はお断り致します。

五、館内備付の家具類を無断で移動されることは御遠慮願ひます。

六、球戲臺・圍碁・將棋類を御使用の節はお待合せの方に順次お譲り願ひます。

七、お食事は一切食堂又はグリルルームでお願致します。

應接間・酒場・球場等での御注文はお断り致します。

コーヒ・紅茶の類も、なるべく食堂又はグリルルームでお召上り願ひます。

△△△ホテル

注 意

公園内ニ於テハ左記ノ事項ヲ守ルコト

一、牛・馬・犬等ノ家畜又ハ諸車ヲ入レナイコト。

二、魚・鳥・獸ヲ捕リ、草木ヲイタメ、土石ヲ持去リ又ハ施設物ヲコハス等ノ行爲ヲシナイコト。

三、飼育動物ニ對シ木石ヤ紙屑等ヲ投ゲ又ハイタヅラヲシナイコト。

四、カコヒヤ制札ノアル場所ニ入ラナイコト。

- 五、許可ヲ受ケナイデ物品ヲ販賣シ又ハ演説・音樂・集會等ヲ催サナイコト。
 - 六、廣告類ヲ掲ゲ又ハ撒布シナイコト。
 - 七、他人ノ嫌惡シ又ハ迷惑トナル行爲、若シクハ風紀ヲ紊ス虞ノアル言動ヲシナイコト。
 - 八、ソノ他△△市ニ於テ管理上支障ガアルト認メル事項ヲシナイコト。
- 右ノ各項ニ違背シ又ハ公園管理員ノ指示ニ從ハナイトキハ處罰サレルコトガアリマス。

△△市公署

七 回覽文の類

通帳不正行爲取締ニ關スル件

市長カラノ訓令ニヨレバ、重要物資タル米・小麥粉・石炭等ノ統制配給ニ關シ、最近通帳記載事項ヲゴマカス者ソノ他不正販賣ヲナス業者ガ多數アツテ、統制配給ノ公正ヲ害スル恐ガアルトノコトデス。當區域内ニハ斯カル不正ノ者ハナイト信ジマスガ、念ノタメ通達致シマス。

追テ通帳再發行ニ關シ御注意申シ上ゲマス。

一、天災等已ムヲ得ナイ事情アル場合ニハ、組長・町會長ノ證明ヲ經テ區長カラ交附シマス。

二、自己ノ過失ニ依リ紛失シタ場合ニハ、町會長ノ證明ヲ區ニ提出シ、更

ニ區カラ市公署ノ證明ヲ得テ交附シマス。

右ノ如ク、通帳再發行ノ手續ガ複雑トナリ、日數モカカルコトト思ハレマ
スカラ、會員各位ハ紛失・過失ナキヤウ細心ノ御注意ヲ希望致シマス。

年月日

△△組長 何 某

在郷軍人調査方依頼ノ件

酷寒ノ砌愈々御健勝ノ御事ト慶賀申上ゲマス。

扱御多用中誠ニ恐縮ニ存ジマスガ、首題ノ件ニ關シ、ソノ筋ノ要望ニ依リ
左ニ記入方御配慮願上ゲマス。

現在ノ所	所屬分會名	勤務先	役種兵科官等	氏名

年月日

新京第△分會長

町會組長 殿

櫻木文庫開設について

拜啓 貴下愈々御清適の段賀し奉ります。

さて今回櫻木國民學校に於て一般各位の圖書・新聞・雜誌等閱覽の目的を以

て「櫻木文庫」を開設致すことに成りました。

御承知の如く、當區域は新京圖書館から遠隔の地に在り、各位の御不便も少からず、残念に存じておりました折柄、今回の計畫は誠に時機に適したものと喜びに堪へません。就ては、各方面から既に各種御援助の向もありますが、尙一層充實を圖る意味に於て、貴下の御藏書中から御寄贈願へるものがありましたら、多少にかゝらず何卒御寄贈賜りたく願ひ上げます。

御寄贈書籍は、各町會へ御届け下さるなり又はお子様方を通じて直接學校へ御届け下さるやう願ひ上げます。

尙、當文庫閱覽開始の上はせいよく御利用のほど切に願ひ上げます。又、閱覽開始の時は改めて御通知申上げます。

敬具

年月日

- 櫻木町會長 何 某
- 南新京町會長 何 某
- 天寶街町會長 何 某
- 櫻木國民學校父兄會長 何 某
- 櫻木國民學校長 何 某
- 新京圖書館長 何 某

八 金錢請求書受領書の類

請求書

一金 拾參圓五拾貳錢也 但シ△△代

右請求致シマス。

年月日

、、、、殿

何某

儲金拂戻請求書

國幣 百五拾六圓整

印附日付受	拂郵 局政	鑑印	國幣 百五拾六圓整
	局區內 郵政局		
考備	名姓	所住	

注意 一、住所は拂戻證書の到着するやう、番地・肩書等を詳細にお書き下さい。

二、一部拂戻の時は、拂戻を受ける金額を記し「全拂」の文字を消し、全部拂戻の時は金額を記さずに「一部拂」の文字を消して下さい。

〔考備〕 右は、形式事項の一部を省略し、注意を要する文章の部分だけを掲げたのである。

受領書

一金 拾圓也

但シ 新京第一中學校屋内體操場建築費寄附金

右正ニ受領シマシタ。

年月日

、、、、殿

新京第一中學校保護者會幹事長（印）

儲金拂戻金受領證

國幣 貳拾壹圓參拾錢整

右金額正ニ受領シマシタ。

名	姓	所	住	受領證印

注意 金高の一、二、三、十の數字は壹、貳、參、拾の文字をつかつて下さい。
裏面（表記ノ金額受領方ヲニ委任致シマス）

〔備考〕 右は形式事項の一部を省略し、注意を要する文章の部分だけを掲げたのである。

電信送金依頼書

依頼人

住所

氏名

貴行御所定ノ手續ニヨリ左記電信送金御取組下サイ。就テハ支拂銀行ニ於テ左ノ要項ニ符合シタ電報送達紙持参ノ者ヲ受取人ト看做シ御支拂ニナツテ差支アリマセン。

尙、電信ノ延着・誤謬ソノ他ノ事故ニヨル損害ハ私ガ一切引受ケマス。

(形式事項を省略し、文章の部分だけを掲げた)

當座勘定口付替依頼書

左記ノ金額受取人ヲ當座勘定口へ御付替下サルヤウ御依頼申上ゲマス。

依頼人

住所

氏名

(形式事項を省略し、文章の部分だけを掲げた)

電信當座勘定口付替依頼書

左記ノ金額受取人ヲ當座勘定口へ電信ヲ御付替下サルヤウ御依頼申上ゲマス。

尙、電信ノ延着・誤謬ソノ他ノ事故ニヨル損害ハ私ガ一切引受ケマス。

依頼人

住所

氏名

(形式事項を省略し、文章の部分だけを掲げた)

九 公告文の類

(一) 公告文

公 告

政府の指示に依り在滿理化學機械輸入業者で年額參萬圓以上の輸入実績のある者に對して、康德六、七年度の実績を承認致したく、右の該當者は三

月十五日までにその実績の證明出来る資料を添へて、當組合までお申出下さる。

尙、滿洲國稅率番號一、一一九號の品目に該當する在庫品の數量調書も添へて下さい。

年 月 日

△△組合 理事長 何某

解散公告

安東市

〇〇 株式會社

當會社は康德×年×月×日の株主總會の決議により、解散致しました。就

ては、當會社の債權所有者は×年×月×日までに請求をお申出下さい。
追て、右の期日までにお申出のないものは清算から除斥致します。
右會社法第三百十一條に依り公告致します。

×年×月×日

右清算人 何 某

解散公告

當會社ハ×年×月×日解散致シマシタガ、異議ノアル債權者ハ×月×日マ
デニソノ旨ヲ申出デ下サイ。

×年×日×日

△△會社

死亡公告

弊組合理事長○○○殿は去る七日午前三時十五分逝去されましたから謹ん

てお知らせ致します。

追て、葬儀は五月十日午後二時○○町○○寺で執行致します。

×年×月×日

○○組合

○○組合設立の公告

今度○○組合の設立に就て、當局からの御指示がありましたから、○○内
で左記の商品を取扱つてゐる營業者は、×月×日までに×年×月×日から
×年×月×日までの販賣実績の證明出来る書類を添へて、當設立事務所に
お申出下さい。

×年×月×日

○○組合設立事務所

記

(略)

〇〇需要調査に関する公告

當局の御指示に依り、×年×月から×年×月まで〇〇内で使用される〇〇の需要數量を、需要者各位が調査されて、×月×日まで〇〇市〇〇町〇〇番地の當組合まで、調書をお出し下さい。右の調書用紙は當組合にあります。

追て、供給の場合は別に配給申込書をいただくことになつてゐます。

尙、定期配給受領者以外の小口需要者で、必要の場合は、隨時配給のことをお申出下さい。

×年×月×日

〇〇同業組合

公 告

當種馬場の〇〇種牡馬に配合させる牝馬の検査を左記によつて実施致しますから、希望のお方は手續して下さい。

記

(略)

×年×月×日

〇〇種馬場

上水道斷水のお知らせ

水源地の高壓引込線増設工事のため、左の通り斷水致しますから御了承願ひます。

記

(略)

×年×月×日

需要者各位

新京特別市公署工務處水道科

第四回決算公告

×年×月×日カラ

×年×月×日マデ

貸借対照表

資産の部

(略)

負債の部

(略)

利益金處分

(略)

×年×月×日

△△株式会社

代表取締役 何 某

取締役 何 某

監査役 何 某

右各項の検査を終り、その正確なことを確認致します。

公示催告

〇〇市〇〇區〇〇町〇〇番地

申立人 ○○株式會社

右代表取締役 何 某

左ノ證券ノ所持者ハ×年×月×日午前×時マデニ當法院ニ權利ヲ届出デ、且證券ヲ提出サレタイ。若シ期日マデニ届出ガナイトキハ直チニ證券無効ノ宣告ヲスル。

×年×月×日

△△區法院

審判官 何 某

證券ノ表示

(略)

賣買契約書紛失公告

左ノ賣買契約書ハコノ公告ノ日カラ無効トスル。

記

- 一、契約番號 略
- 二、契約年月日 略
- 三、位 置 略
- 四、面 積 略
- 五、契約者 何某

×年×月×日

何 某

登録公告掲載新聞紙指定公告

當縣公署ニ於テ×年度ニ取扱フ工場財團及ビ鑛業財團登録ノ登録公告ハ左ノ新聞紙ニ掲載スル。

×年×月×日

△△ 縣公署

記

(略)

(二) 廣告文

解雇廣告

何某 (何歳)

右の者は今般都合に依り解雇いたしました。今後當組合とは一切關係がありませんから、取引に際しては特に御注意を願ひます。

×年×月×日

△△ 組合長

御注意

○○縣人 何 某

生年月日

右の者は弊店員と詐稱して、お得意様に御迷惑をかけてをりますが、弊店とは一切關係がありませんから、念の爲お知らせいたします。

×年×月×日

△△ 商店

案内係募集

- 一、日系男子二名、満系男子二名。
- 二、年齢二十五歳以上四十五歳まで。

三、市内定住の保證人二名を要します。

右の希望者は×月×日午前八時から午後三時までの間に、自筆履歴書を持つてお出下さい。

△△銀行

事務員募集

一、男子事務員 若干名。

但し、専門學校以上の卒業者。

待遇は面談の上決定します。

二、女子事務員 若干名。

但し中等學校の卒業者。

待遇は面談の上決定します。

右の希望者は×月×日午前八時から午後三時までの間に、自筆履歴書を持つてお出下さい。

△△協會

支那語學生募集

一、初等科 二五〇名

二、中等科 一五〇名

三、高等科 一〇〇名

四、授業時間 (略)

右の通り募集致します。

御希望の方は當學院支那語科に願書をお出し下さい。

×年×月×日

△△學院支那語科

謹告

春の各種子を豊富に取揃へて、皆様のお出でをお待ち申上げてをります。

岩井商店

謹告

〇〇出火の際に一部類焼のため休業致しまして、お客様に一方ならぬ御迷惑をかけ、誠に申譯ございません。

就きましては、×月×日から従前通り営業致しますから、何卒お引立の程をお願申上げます。

×年×月×日

△△店主敬白

電話番号變更のお知らせ

×月×日から左の通り電話番号を變更致します。従來の三回線を廢止して、代表番號に依る七回線と致しました。

舊番號 (略)

新代表番號 (略)

×年×月×日

△△株式會社

謹告

今般本社の職制改革に伴ひ、△△に支社を設置することになりました。就

きましては、倍舊の御支援と御援助を賜りますやうお願申上げます。

×年×年×日

△△株式会社

社長 氏 名

△△支店長 氏 名

乳製品配給廣告

毎度有難う存じます。これまで色々な事情で粉乳・煉乳の到着が後れましたため、皆様には定めし御不自由だつたことと存じます。就きましては、今度育兒用に限り左の要領で配給することになりましたから、住所氏名を明記の上、葉書で弊社までお申込下さいませ。

但し、パトローゲン及び煉乳は幾分後れて入荷の見込です。

記

一、赤ちゃんの名前と生年月日

二、乳品御使用の理由及び一ヶ月の所要數量

三、品名 (略)

右の品名中、第一希望品、第二希望品、第三希望品をお書き下さい。

×年×月×日

明治製菓△△支店

謹告

本日大雪のため電車路線の一部運行休止のやむなきに至りましたが、直ちに社員總動員で除雪作業を行ひ、只今平常通り運行してをります。乗客各位に御不便をかけたことを、紙上を以て深くお詫申上げます。

×年×月×日

△△交通株式會社

一〇八

献金興行收支報告

△△劇場主 何 某

一、收 入 七千五百圓也

三日間 入場料

二、支 出 二千五百圓也

(イ) 二千圓 出演料

(ロ) 五百圓 雜 費

三、差引殘額 五千圓也

右ノ差引金額ハ×月×日〇〇新聞朝刊紙上掲載ノ通り、〇〇新聞社ヲ通ジ
關東軍ニ献金致シマシタカラ、御了承下サイ。尙、皆様ノ熱烈ナ御後援ニ
對シ厚クオ禮申上ゲマス。

×年×月×日

御入場ノ皆様へ

〇〇縣人各位に申上げる

△△市〇〇縣人會本年度總會ヲ左記ニ依リ開催シマスカラ、奮ツテ御出席
下サイ。

記

一、場 所 〇〇町△△飯店

- 二、日 時 ×月×日午××時
- 三、會 費 三圓(當日御持參下サイ)
- 四、申込期日 ×月××日
- 五、申込先 (略)

△△市○○縣人會

一〇 書簡文の類

結婚披露の招待

謹啓 愈々御清祥の御事と御慶び申上げます。さて今般海軍中將川島武治殿御夫妻の御媒妁に依り鶴吉長男一太郎と龜三次女松子と婚縁相整ひましたに就き右御披露旁々粗餐を差上げたう存じますから、御多用中誠に恐入りますが、來る七月十七日(土曜)午後五時××會館まで御來臨の榮を賜りたく此段御案内申上げます。敬具。

康徳八年七月吉日

松野鶴吉

梅山龜三

石部金吉殿

同令夫人

追て御手数ながら御來否來る十三日までには御一報願上げます。

祝賀會の案内

拜啓 豫て同窓會誌上で御承知のことと存じますが、來る十日（日曜）午前十時から母校校庭に於て、平田先生御在職二十五年祝賀會を催し、同先生及び御家族を御招待申上げます。何卒御繰合せの上御臨席下さるやうお願致します。敬具。

年 月 日

平田先生在職二十五年祝賀會委員

杉野平太殿

送別會の案内

拜啓 益々御清榮の御事とお喜び申上げます。さて今般白石梧平君には△大學教授として北京へ御榮轉されることになりました。就ては同君の行を壯にするため、來る十五日（金曜）午後五時から××會館に於て送別會を催したいと存じます。是非貴兄の御出席を希望致します。會費三圓、當日頂戴致します。勿々。

月 日

世話人

大野源藏

滋賀寛

古内太郎様

謝恩會の案内

此度私どもがめでたく本校卒業の榮譽を荷なひましたことは偏に校長先生を始め諸先生の御懇篤なる御薫陶と御親切なる御指導との賜に外ならぬことと深く感謝致します。就きましては聊か謝恩の微意を表するため來る二十三日午後五時寄宿舎食堂に於て粗餐を差上げたう御座います。お繰合せ御臨席下さいますれば光榮の至りに存じます。

三月十九日

卒業生一同

徳野たか子先生

法會の案内

拜啓 來る六日午後四時から亡父の三回忌法會を相營みたく、御多用中誠

に恐入りますが、お繰合せ御光來を願ひます。

月 日

小川 太郎

中山小二郎殿

葬祭の通知

祖父徳二郎儀豫て病氣のところ藥石効なく今十七日午前八時死去致しましたから御通知申し上げます。

追て來る二十日午後三時から四時まで自宅に於て告別式を相營みます。

五月十七日

孫 何

誰

親戚 何

誰

何 某 殿

葬祭の通知

父赤坂五郎儀今朝五時三十分死去致しましたから此段御通知申し上げます。

追て来る五日午後一時から二時まで××齋場に於て葬儀を相営みます。

八月二日

嗣子 何

誰

男 何

誰

親戚 何

誰

總代 何

誰

友人 何

誰

總代 何

誰

何某殿

辯護士開業の通知

謹啓 寒氣厳しき折柄益々御清安の御事と御悦び申し上げます。さて小生これまで久しく判事を奉職して居りましたが、此度辭職の上來る二月一日から左記肩書の處で辯護士の業務に従事致すことに相成りました。就きましては將來一層御厚誼を賜りたく、右御通知を兼ねて御依頼申し上げます。

敬具。

二月二十五日

東京市麴町區七番町七番地猪又法律事務所

法學士 猪又耕作
辯護士

山口勝二殿

會費徴收の通知

拜啓 益々御健勝のことと存じます。さて本會々費は自今半年毎に金壹圓五拾錢づつ申受けることに改め、集金郵便に委託して徴集することに定めました。右御承認を願ひます。尙本年度上半期は來る五月中旬頃申受ける筈ですから、前以て申上げて置きます。

追て右會費は御不在の折でもお渡し下さるやうにも願ひます。

四月十五日

迷朗會會計部

金野梨造殿

定期總會の通知

拜啓 來る七月二十五日午前九時から本社樓上に於て康德八年度上半期決

算報告其他別紙記載議案に就き株主總會を開きますから、何卒お繰合せ御臨席下さるやう願ひます。萬一御不參の場合にはお手數ながら封中の委任狀へそれ〴〵御記入御捺印の上右期日前に本社へ御送附を願ひます。

敬具。

七月十五日

滿洲家畜株式會社

翌野深作殿

暇乞の挨拶

拜啓 先夜は小生のため盛大な送別の宴を御催し下され且又有益なる御鞭韃の辭を賜り誠にありがたく厚く御禮申上げます。愈々來る二十七日午後

九時新京驛出發、北京に赴任致します。就ては出發前暇乞に參上致すべき筈であります、何かと準備に追はれてゐますので、略儀ながら書中で御挨拶申し上げます。

勿々。

五月二十四日

白石 梧平

古内太郎様

入隊の挨拶

拜啓 私事此度一年志願兵として左記の聯隊に入營致しました。在營中は自然御無沙汰勝になることと存じますが、何卒悪しからず御思召を願ひます。

草々。

十二月五日

歩兵第四十五聯隊第三中隊第二班

荒尾 岩吉

天道公平殿

赴任の挨拶

拜啓 新緑の候貴臺益々御健勝の御事と拜察致し御慶び申し上げます。さて私事東京高等師範學校並東京文理科大學留學中は種々御懇篤なる御指導御鞭撻を賜りまして誠に有難うございました。お蔭をもつて今春無事卒業致し本月初から何省何國民高等學校に奉職することになりました。今後は一身を捧げて國家教育の大業に専心従事する覺悟でございますが、淺學

非才子弟教育の大任に堪へ得るや否やを危ぶんでゐる次第でございます。何卒今後とも倍舊の御指導と御鞭撻とを賜りますやう伏して願ひ上げます。先づは右取敢へず御禮旁々御挨拶申上げます。

敬具。

康徳八年四月

劉 鳳 林

大山平八郎様

記念品の禮狀

拜啓 貴會在職中は格別の功績もなく、誠に汗顔の至りに存じます。唯幸に大過なき得ましたのは、全く皆様の御援助御指導の結果に外ならぬことと深く感謝致します。然るに此度特に御鄭重な御挨拶と共に高貴なる記念

品を御贈與下さいまして誠に恐縮に堪へません。折角の御厚意を御辭退申上げては却つて失禮と存じ、有難く頂戴仕り永く家寶と致します。失禮ながら書中を以て厚く御禮申述べます。 敬具。

月 日

中村 豊之助

財團法人 滿洲明德會御中

見送の禮狀

本日上海へ出發の際は御多用中態々御見送下さいまして誠に有りがたうございます。略儀ながら書中を以て厚く御禮申上げます。

月 日

杉村 廣次郎

高松晉作殿

寄附金の禮狀

謹啓 今般本會の趣旨に御賛同下され、事業費中に金五百圓を御寄附下さいまして御厚志誠に有難うございます。本會は永く御芳名を記録に留め尙事業の進行に就ては時々御報告申上げる筈でございます。先づは右取敢へず御禮のみ申述べます。

敬具。

年月日

滿洲防火會會長

梶野 仲郎

眞仁喜徳太殿

當選の禮狀

謹啓 今回の選舉に際し不肖淺學非才をも顧みず、××議員として立候補

いたしましたところ、幸に最高位を以て當選の榮を得ましたことは、偏に貴下及び同志諸君の熱誠な御援助の賜に外ならず、茲に衷心から厚く御禮申上げます。尙今後とも一層の御厚誼を賜りますやうお願い致します。

敬具。

年月日

犬飼現八郎

里見小文吾殿

會葬の禮狀

祖父徳二郎葬儀の際は御多用中態々御會葬下され且又御鄭重なる御供物まで賜り、誠に感謝の至に堪へません。略儀ながら書中を以て御禮申し上げます。

す。

年月日

本田五九郎殿

孫 中川徳五郎

弔問の禮狀

父五郎死去の節は早速御懇篤なる御弔詞を賜り、誠に有りがたうございました。右取敢へず書中で御禮申述べます。

年月日

嗣子 赤坂泰助

茅野三平殿

贈物の禮狀

大江君、見事の鯛をありがたう。新著の前途と著者と出版者の前途を祝して、目出鯛の馳走に今日は舌鼓をうたう。先づは御禮まで。

三月一日

徳富健次郎

大江保吉様

同郷人の紹介

拜啓 其後は御無沙汰いたしました。御變りもありませんか。御多用中とは存じますが、小生同郷の友人猪村廣吉君を御紹介申し上げます。同君は獨力を以て「經濟發展」といふ雑誌を經營してありますが、その雑誌に何か貴

兄のお話を掲載させて頂きたい由、お忙しいところ誠に恐縮ですが、どうか一寸でも御引見下さるやうお願い致します。

月 日

大杵 節介

保田善二郎様

社員の紹介

弊社社員東條清次を御紹介申し上げます。御多用中恐入りますが、取引上の件に就き御高見をお示し下さるやう御依頼致します。

月 日

石黒五兵衛

天野太吉様

求職者の紹介

拜啓 過日御社に於て社員若干名御増員の由聞及びました。就ては小生同郷の矢國辰藏と申す者を御推薦申し上げたいと存じます。同人は至極眞面目な性質で御社の御方針に叶ふ人物と信じます。別紙履歴書を封入しますから、何卒御銓衡の上御採用下さいますれば誠に幸甚に存じます。 敬具。

月 日

佐々木 邦雄

満洲勇敢會巷談社長

野田精二様

保證人の依頼

拜啓 其後は御無音に打過ぎ誠に申譯ございません。皆々様お變りもござ

いませんか。さて、此度同郷の友人の次男で石部金助と申すもの、東京帝國大學法學部に入學致しましたが、生憎御地に知人がないさうですから是非貴兄に保證人を御依頼申上げたいと存じます。當人は至極堅實な人物で在學中御迷惑をかけるやうな事は萬々あるまいと信じますから、何卒枉げてお聞濟み下さるやうお願申上げます。勿々。

四月二日

頼母木敬三

田鹿庄治兄

就職の依頼

大變御無沙汰致しました。貴兄益々意氣おさかんで御活躍のこと、毎月の

××誌上で拜見致し羨ましく思つてゐます。ところで僕の方ですが、今度愈々退職することに決心いたしました。どうも四十やそこらで後進のために勇退しなければならぬなどは、妙な話であり、一面からは自分の無能を證明するやうなわけでお恥づかしい次第です。實は、省の方で今すぐにもやめろといったわけではないのですが、某々氏等の例を考へても、老いぼれて仕事の出来なくなつた時にやめたのではどうにもならぬと考へたので愈々決心したわけです。そこで一つ捲土重來とでもいふか、新規蒔直しとでもいふか、とにかく、全く素裸體になつて、一つ大いに何かやつてみたいと思ふのです。取敢へず近々上京するつもりですが、上京しても、すぐに僕のためざす仕事に手をつけられるかどうか疑はしいものだと思つてゐます。で、その間何か僕に出来さうな仕事がありましたら、どうかお手傳

させて頂けませんか、若し貴兄のところて手が餘つてゐるやうでしたら、
どこか他の方面を御周旋願ひたいのですが——まことに恐縮ながら、平素
の御懇意に甘え、取敢へず書中でお願申上げます。

月 日

只野凡平

小丸太郎賢臺

康德八年六月十日印刷
康德八月六月十五日發行

【定價八拾錢】
【送料四錢】

新京特別市大同大街大興ビル三階
滿洲國語研究会

編者 丸山 林 平

新京特別市西七馬路一四號

發行者 駒越 五 貞

新京特別市西七馬路一四號

印刷者 小川 三 郎

新京特別市西七馬路一四號

發行所 滿洲圖書株式會社

終



2